和光大学ハラスメント防止委員会規程

第 1 章 総 則

第 1 条 本学は、日本国憲法、教育基本法、労働基準法、男女共同参画社会基本法、男女雇用機会均等法等の趣旨に則り、「和光大学ハラスメント防止に関するガイドライン」を制定し、本学に差別とりわけ性差別のない教育研究環境や就労環境を確保するために、ハラスメント防止委員会(以下「防止委員会」という)を置く。

(定 義)

第 2 条 「ハラスメント」とは、本学の学修、研究、就労に関連して行為者の意図に係らず個人に不利益や損害を与えたり、個人の尊厳や人格を侵害する行為を指すものであり、セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、性的指向または性自認によるハラスメント、およびその他のハラスメントを総称したものである。

(構成員の権利)

- 第 3 条 和光大学のすべての構成員(教員・職員については、常勤・非常勤を問わない。また、本学で学修・研究・就労するすべての者をいう)は、相談員への相談、相談員を通じて防止委員会への救済措置申し立ての権利を有する。
- 2. 離職した教員・職員、卒業・退学等で学籍のない者についても、本学に在職中もしくは在学中に受けた被害について、本条第1項の権利を有する。

第 2 章 ハラスメント防止委員会

(任 務)

- 第 4 条 防止委員会は、本大学におけるハラスメントの防止および救済に関する以下の活動を行う。
 - 1) ハラスメントに関する基本的政策の企画、立案
 - 2) ハラスメントを防止するための啓発活動
 - 3) 個別事案に関する環境調整の検討、各種の救済措置、およびその検討
 - 4) 委員会が必要と認めたその他の活動
- 2. 防止委員会は、学内環境改善のためにとるべき措置、救済のために必要な措置、その他個別の 事案への対応策等をまとめたときは、速やかに学長に報告・答申する。
- 3. 防止委員会は、対策会議の設置を学長に具申することができる。

(構成)

- 第 5 条 防止委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
 - 1) 専任教員の内から学長の指名する委員 1名
 - 2) 学生支援ディレクター 1名
 - 3) 各学部1名の専任教員 計3名
 - 4) 事務局長 1名
 - 5) 専任職員 2名
- 2. 防止委員会は女性および男性によって構成する。なお、一方の性が3分の1以下にならないように配慮するものとする。

(委員長および副委員長)

- 第 6 条 防止委員会に委員長および副委員長を置く。
- 2. 委員長は、前条第1項1の委員が務める。
- 3. 副委員長は、委員の互選とする。

(任:期)

- 第7条 委員長・副委員長および委員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。
- 2. 委員長・副委員長および各委員が、やむをえない理由で任期中に交替する場合には、新たに就任する委員長・副委員長および委員の任期は、交替の時から2年間とし、再任を妨げない。

(運 営)

- 第8条 防止委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3. 防止委員会は、委員の過半数以上の出席をもって成立する。
- 4. 委員長は、必要と認めるときは、委員会の承認を得て、委員以外の者の出席を求めることができる。

第 3 章 相談員および相談員連絡会議

(相談員の設置)

- 第 9 条 本学は、相談員代表および相談員を置き、相談者からの相談に応じる。また、ハラスメント防止・対策のため、防止委員会と連携する。
- 2. 相談員は、次のとおり学長が任命する。なお、任期は2年とし、再任は妨げない。
 - 1) 専任教員の相談員 各学部2名 計6名

- 3. 相談員代表は互選により選出するものとする。
- 4. 相談員は女性および男性によって構成する。なお、一方の性が3分の1以下にならないように 配慮するものとする。

(相談の受付)

- 第10条 相談員は氏名、所属および学内連絡先を公表する。
- 2. 相談員は相談を面談、手紙、電話および電子メール等のいずれでも受け付ける。
- 3. 相談は、被害を受けたとする者(以下、「当事者」という。) に限定されるものではなく、和光大学のすべて の構成員の他、当事者の家族や友人からも受け付けることができる。ただし、第14条に定める救済措置は、 当事者の申し立てに基づいて行われる必要がある。

(相談員の任務)

- 第11条 相談員の任務は、次に掲げる事項とする。
 - 1) 前条第3項に基づき相談する者(以下、「相談者」という。)からの相談対応およびその 解決。
 - 2) 相談者および当事者が環境調整、通知、調停および調査の救済措置を希望した場合の必要な手続きに関する案内。
 - 3) 相談者からの相談内容の記録および相談員代表への報告。
 - 4) 相談者および当事者に対し、専門的な対応が必要と判断される場合は、相談員代表に報告する。なお、至急を要する場合、ハラスメント防止委員長(以下「防止委員長」という)にも併せて報告し、対応を協議する。

(相談員連絡会議)

- 第12条 相談員代表は必要に応じて、相談員連絡会議を招集する。
- 2. 相談員連絡会議は次のことについて取扱う。なお、相談内容の報告に際しては、関係者を特定 できないように所属および氏名等のプライバシーの取扱いに配慮する。
 - 1) 相談員代表が相談員から報告を受けた相談内容に関して、学内関連部署、学内外関係機関及び専門家に対する連携を要請する。

- 2) 知識および経験を有する専門家から助言を受けることを目的として相談員アドバイザー の委嘱を依頼する (なお委嘱は $1\sim2$ 名を限度とする)。
- 3) 当事者から救済申立書を受け取った場合、救済措置の実施について、防止委員会に対し検討 を依頼する。
- 4)環境調整
- 3. 相談員連絡会議は年度末に活動報告を防止委員会へ提出する。

第4章 環境調整

(環境調整)

- 第13条 相談者および当事者は、相談員、相談員連絡会議、または防止委員会に対し、当事者と当該行為を 行ったとされる者(以下、「相手方」という。)の置かれている環境を調整して問題の解決を図るよう依頼す ることができる。
- 2. 相談員、相談員連絡会議、および防止委員会は、原則として当事者の同意を得て当事者と相手方の置かれている環境を調整して問題の解決を図ることができる。
- 3. 前項に掲げる原則の例外として、 相談員、相談員連絡会議、または防止委員会は、当事者が依頼または 同意した方法と異なる方法により環境を調整することが、当事者が直面している事態を改善し、かつ当事者 を守るために必要不可欠であると判断した場合には、当該方法による問題の解決を図ることができる。
- 4. 相談員、相談員代表および防止委員長は、学修環境、研究環境、就労環境の改善について、適切な立場の者と協議し、口頭もしくは書面により関係部局の長に環境調整を依頼することができる。なお、環境調整の依頼および実施にあたってはハラスメントの存否を認定せずに行うものとする。
- 5. 依頼を受けた関係部局の長は、依頼の内容に基づき、かつ、状況を把握したうえで、迅速に学修環境、研究 環境、就労環境の回復に努めるものとする。
- 6. 依頼を受けた関係部局の長は、依頼に基づく方針が決定した場合には、直ちに防止委員長、相談員代表ま たは相談員に報告をしなくてはならない。依頼に基づく環境調整が終了した場合にも同様とする。
- 7. 関係部局の長は、依頼に基づく環境調整に際して、防止委員長、相談員代表、および担当相談員に同席を 依頼することができる。
- 8. 防止委員長は、相談員代表または相談員連絡会議の要請に応じて、調整依頼書(以下、「依頼書」という) をもって関係部局の長に環境調整を依頼することができる。

9. 本章の措置は、学則および就業規則上の処分として行うものではない。

第5章 救済措置

(救済措置)

- 第14条 当事者は、相談員を通じて、防止委員会に対し、申立書を提出し、次の措置をとるよう申し立てることができる。
 - 1)「通知」による措置
 - 2)「調停」による措置
 - 3)「調査」による措置
- 2. 防止委員会は、前項の申し立てについて、救済措置をとることの相当性およびいかなる救済措置をとるかについて判断する。ただし、防止委員会が申し立てと異なる救済措置をとることにした場合、申し立てをした当事者(以下、「申立人」という。)の同意を得るものとする。
- 3. ひとたび本条第1項のいずれかの措置の検討を行った案件は、再度、同一の救済措置について 検討を行わない。
- 4. 救済措置を所管する委員会は、救済措置に当たり、必要と認める場合には、申立人および被申立人、またはその他関係者に対して、協力を依頼することができる。また、救済措置の実現を不能にし、または著しく困難にする恐れのある行為の停止または排除を求めることができる。
- 5. 救済措置を行う際には、防止委員会事務局が立ち会い、記録を取ることができるものとする。
- 6. 本章の救済措置は、学則および就業規則上の処分として行うものではない。

第6章 通知措置

(制度の趣旨)

- 第15条 防止委員会は、相談員連絡会議からの通知措置検討要請および当事者からの申し立てに基づき審議し、これを妥当とした場合、被申立人に対し、以下の通知措置を行う。
 - 1) 申し立てのあったことの通知
 - 2) ハラスメントの防止および解決のために必要な措置を講ずる旨の警告
- 2. 防止委員会は、審議にあたり必要な場合は、申立人の同意を得て、被申立人または関係者から 状況把握のために事情を聴くことができる。ただし、前項第2号の通知措置を行う場合には、予

め被申立人から状況把握のために事情を聴かなければならない。

- 3. 本条第1項の通知は、委員長および委員長が指名する防止委員会委員が、被申立人が所属する 部局の長の立ち会いのもとで、口頭もしくは書面により行う。
- 4. 防止委員会は、申立人が被申立人の意見および意向を受け入れ、それ以上の措置を望まないときは通知措置を終了する。
- 5. 申立人は、第1項の通知が行われた後においても、防止委員会に調停または事実調査による救済措置を申 し立てることができる。

第7章 調停委員会

(調停委員会)

- 第16条 防止委員会は、相談員連絡会議からの調停措置検討要請および当事者からの申し立てに基づき、状況の把握を経て、審議し、これを妥当とした場合、速やかに当該案件に関わる調停委員会を設置しなければならない。
- 2. 調停委員会は、防止委員会委員の中から委員長が指名する2名と、その他の専任教職員(当該 案件担当相談員は除く)1名の計3名をもって構成する。なお、調停委員会は、女性および男性 によって構成する。
- 3. 調停委員会に調停委員長をおき、委員の互選によって選出する。調停委員長は、責任者として 調停の進行を統括する。
- 4. 調停委員会は、必要に応じて関係する部局の長に協力を要請することができる。 (調停の手続き)
- 第17条 調停は、次の手続きに従って行う。
 - 1) 調停委員会は、調停の申し出に応じて直ちに調停の日時および場所を決め、申立人および 被申立人に通知する。
 - 2) 申立人および被申立人は、調停に際して相談員等付添い人(学外者も可)を1人つけることができる。

(調停進行上の注意義務)

- 第18条 調停委員会および調停委員は、調停を進めるに当たっては、次に定める事項に注意しなければならない。
 - 1) 調停委員会は、申立人および被申立人がハラスメントについての認識を深めることを基

本とし、双方の主体的な話し合いが円滑に進むように努める。

- 2) 調停委員会は、調停の進行状況並びに諸般の事情を考慮して、調停案を提示することができる。なお、この調停案の受諾については、申立人および被申立人が自由意思で決定するものであり、調停委員会が強制してはならない。
- 3) 調停に当たっては、抑圧や事件のもみ消しになるような言動を行ってはならない。
- 4)被申立人の「申立人の同意があった」旨の抗弁があった場合、その有無についての説明 責任を申立人に負わせてはならない。

(調停委員の交替もしくは調停の打ち切り)

- 第19条 前条各号のいずれかに違反する行為があった場合、申立人および被申立人は、調停委員会に対して、当該調停委員の交替もしくは調停の打ち切りを申し出ることができる。
- 2. 本条第1項の調停委員の交替の申し出があったときには、防止委員会は、直ちに補充の調停委員の選出を検討しなければならない。

(調停の終了)

- 第20条 調停は、次の各号に定める場合に終了する。
 - 1) 申立人および被申立人の間で合意が成立し、合意事項が書面に記載されたとき。
 - 2) 申立人および被申立人が、調停の途中、前条第1項に規定する調停の打ち切りを申し出たとき。
 - 3) 調停委員会が、相当期間内に申立人および被申立人の間に合意が成立する見込みがない と判断したとき。
- 2. 本条第1項第2号、第3号による調停の終了の場合、申立人および被申立人は調停に替わる手 続を求めることができる。
- 3. 調停が終了した場合には、調停委員会は直ちに、防止委員会に経過および結果を報告しなければならない。

(大学としての措置)

- 第21条 申立人および被申立人の間での調停の合意の成立に際して、大学として取るべき措置が必要な場合には、調停委員長は、調停委員会の審議を経て、その旨を合意文書に記載する。
- 2. 調停委員長は本条第1項について、防止委員長へ報告する。

第8章 調查委員会

(調査委員会)

- 第22条 防止委員会は、申立人からの申し立てに基づき審議し、事実関係の調査による救済が 必要と判断した場合、調査委員会を設置する。
- 2. 調査委員会は、次のことを行う。
 - 1) 相談内容の事実関係を3ヶ月以内に調査する。但し、3ヶ月以内に調査が完了しないときで、やむをえない事由がある場合には、防止委員会の確認を経て、相当期間延長することができる。
 - 2) 申立人、被申立人および関係者から文書および聞き取り等により事情を聴取する。
 - 3) その他、当該事案の事実関係を調査するために必要な事項を行う。
- 3. 調査委員会は防止委員会が選考し学長が任命する次の委員をもって構成する。その際、調査委員会は、女性および男性によって構成する。また、相談員に委員を兼務させてはならない。なお、教員委員、職員委員は、原則として、加害行為が疑われている者の所属する学部・部局以外から選出する。
 - 1) 防止委員会の委員 2名
 - 2) その他の専任教員 1名
 - 3) その他の専任職員 1名
- 4. 委員の任期は、当該事案に関する調査委員会の任務が終了するまでとする。
- 5. 調査委員会のアドバイザーとして、弁護士等の専門家を委嘱することができる。 (調査委員会委員長)
- 第23条 調査委員会に調査委員長をおき、委員の互選により選出する。
- 2. 委員長に事故あるときは、調査委員長があらかじめ指名した者が、その職務を代行する。
- 3. 調査委員長は、調査委員会を招集し、議長となる。
- 4. 調査委員会は委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決することができない。
- 5. 調査委員長は、必要があると認める時は、調査委員会の承認を得て、委員以外の者の出席を求めることができる。

(調査に当たっての注意事項)

- 第24条 調査委員会および調査委員は、調査を進めるに当たって、次に定める事項に注意しなければならない。
 - 1) 調査に際して、抑圧や事件のもみ消しになるような言動を行ってはならない。
 - 2)被申立人の「申立人の同意があった」旨の抗弁があった場合、その有無についての説明 責任を申立人に負わせてはならない。

(調査委員の交替もしくは調査打ち切りの申し出)

- 第25条 前条各号のいずれかに違反する行為があった場合、申立人および被申立人は、調査委員会に対して、当該調査委員の交替もしくは調査の打ち切りを申し出ることができる。
- 2. 本条第1項の委員の交替の申し出があったときには、防止委員会は、直ちに補充の調査委員の 選出を検討しなければならない。

(調査の終了)

- 第26条 調査は、次の各号に定める場合に終了する。
 - 1)調査委員会の調査が終了したとき。
 - 2) 前条第1項に規定する調査の打ち切りを申し出たとき。
 - 3) 3ヶ月以内に調査が完了する見込みが無く、相当期間の延長をしても完了する見込みが ない時には、防止委員会の議を経て、調査を終了することができる。
- 2. 調査が終了した場合には、調査委員会は直ちに、防止委員会に経過および結果を報告しなければならない。
- 3. 調査の結果、被害救済のために対策会議の設置が必要と認められた場合、防止委員会は学長に 対策会議の設置について具申するものとする。

第 9 章 不服申し立て

(不服申し立て)

- 第27条 救済措置に対し、被申立人または申立人に不服がある場合は不服を申し立てること ができる。なお、調停措置により和解が成立した場合は、これを認めない。
- 2. 不服申し立ては、防止委員長に対して行う。
- 3. 不服申し立ては、救済措置後原則として2週間以内とし、防止委員長が期間を定めることができる。

4. 救済措置に対し、申立人または被申立人から不服申し立てがあった場合、防止委員長は不服申 し立て処理委員会の設置を学長に依頼し、不服申し立て処理委員会に対し、申し立てについて検 討を依頼しなければならない。

第 10章 不服申し立て処理委員会

(不服申し立て処理委員会)

- 第28条 不服申し立て処理委員会は、第27条に基づいて申し立てを検討し、再度救済措置が 必要の場合は、該当の委員会に対し、再度救済措置をやり直すように当該委員長に提案することが できる。
- 2. 不服申し立ての要件を満たさない場合には、却下するものとする。
- 3. 不服申し立てに理由がない場合には、棄却するものとする。
- 4. 不服申し立てに理由がある場合には、救済措置の全部もしくは一部を取り消し、またはこれを変更することができる。また、必要な追加の措置を講じる旨を学長に対して勧告することができる。
- 第29条 不服申し立て処理委員会は、学長が指名する委員3名によって設置される。

第11章 対策会議

(対策会議の設置)

- 第30条 対策会議は、防止委員会の具申にもとづき、学長が設置する。
- 2. 対策会議の構成、任務等については別途定める。

第 1 2 章 人格権の尊重と守秘義務

(構成員の義務)

- 第31条 防止委員会委員ならびにその下に設置されるすべての委員会委員、相談員ならびに 事務担当者は、相談者、当事者および相手方の名誉およびプライバシー等の人格権を侵害するこ とのないよう、慎重に行動しなければならない。
- 2. 防止委員会ならびに関連して設置されるすべての委員会委員、相談員ならびに事務担当者は、 任期中および退任後においても、職務上知りえた他人の秘密について、守秘義務を負う。

- 3. 案件の当事者および第三者は、ハラスメントに関する相談および被害救済の申し立て等の手続きに関して、 虚偽の申し立てまたは証言を行ってはならない。
- 4. 案件の当事者および本学のすべての構成員は、当事者および事実調査への協力者、その他ハラスメントの 事案に関わった者に対して報復行為、嫌がらせおよび差別的対応等の不当な取り扱いをしてはならない。
- 5. 防止委員会が、本条第1項および第2項に反する行為を確認した場合、ただちに救済措置等を中止し、防止委員会にて取り扱いを検討し、学長へ報告する。

第13章 雑 則

(事 務)

第32条 防止委員会およびそれに関連する諸事務は、事業室が担当する。

(規程の改廃)

第33条 この規程の改廃は、防止委員会および教授会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

この規程は平成17年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成20年6月1日から施行する。

附 則

この規程は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は2021年4月1日から施行する。